

長野県障がい者福祉センター指定管理者候補者の選定結果

健康福祉部障がい者支援課

長野県障がい者福祉センターについては、平成30年8月より指定管理者を公募しておりましたが、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。

今後、地方自治法の規定に基づき長野県議会での議決を経て、知事が指定する予定です。

記

1 施設名

長野県障がい者福祉センター（以下「センター」という。）

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) センターの施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 身体障がい者に対する機能訓練並びに身体障がい者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜の供与に関する業務
- (3) 障がい者の福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (4) センターの利用の許可に関する業務
- (5) センターの利用に係る料金に関する業務
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

3 指定管理者候補者

- (1) 候補者名
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
- (2) 所在地
長野県長野市若里七丁目1番7号
- (3) 代表者名
理事長 和田 恭良

4 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

5 選定方法等

- (1) 公募・非公募の別
公募
- (2) 公募期間
平成30年8月13日～10月2日

(3) 申請者名

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

(4) 選定委員会による選定

「健康福祉部指定管理者選定委員会」を設置し、平成30年10月18日に選定委員会を開催し、指定管理者候補者を決定しました。

6 選定委員会における審査結果

審 査 基 準	配点	(社福)長野県社会福祉事業団 (候補者)
		8.0
施 設 の 運 営 方 針	10	8.0
収 支 計 画 の 内 容	10	7.2
指 定 管 理 料	15	15.0
サ ー ビ ス の 内 容	30	24.0
施 設 管 理 の 内 容	20	16.0
安定的な経営基盤の内容	15	11.4
計	100	81.6

7 選定理由

候 補 者：社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

審 査 点：81.6点

選定理由：・これまでの経験と実績に基づく安定した運営が期待できる。

- ・障がい者スポーツ・文化活動の県の拠点施設として、効果的な事業の遂行が期待できる。

8 指定議案提出予定時期

平成30年11月議会